

令和 2 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 3 月 2 4 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 5〕

① 件 名
石巻市人材育成基本方針の改訂並びに第 2 次石巻市人材育成基本計画及び第 5 次石巻市職員研修計画の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市職員の人材育成については、これまで「震災復興期間における人材育成の指針」とする石巻市人材育成基本方針（平成 2 6 年 1 2 月改訂）を踏まえ、石巻市人材育成基本計画（前期・後期）及び石巻市中期職員研修計画（第 3 次・第 4 次）に基づき推進してきた。</p> <p>震災から 1 0 年が経過し、現在、本市は新たな局面を迎えようとしており、震災復興期間終了後の行政運営を見据えた人材育成が求められている。</p> <p>【目的】</p> <p>震災復興後の様々な行政課題や多様化、複雑化する市民ニーズに対応できる人材を育成し、質の高い行政サービスを提供することにより、市民満足度が高く、持続可能な行政運営の実現を目指す。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 9 条第 3 項 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（平成 1 7 年 3 月 2 9 日付け総行整第 1 1 号総務事務次官通知）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有〕・無】</p> <p>第 1 章 ともに創る協働のまち 第 3 節 市民満足度の高い行政サービスを提供する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>石巻市人材育成推進委員会（人事課長及び各部・各総合支所の課長補佐級職員の 1 9 名で組織）において、審議を行い、最終案を取りまとめた。</p> <p>令和 2 年 6 月 第 1 回石巻市人材育成推進委員会 9 月 第 2 回石巻市人材育成推進委員会 1 1 月 第 3 回石巻市人材育成推進委員会 令和 3 年 2 月 第 4 回石巻市人材育成推進委員会</p>
⑤ 主な内容
<p>「震災復興期間終了後における人材育成の指針」とするため、石巻市人材育成基本方針を改訂し、あわせて第 2 次石巻市人材育成基本計画及び第 5 次石巻市職員研修計画を策定する。</p> <p>1 石巻市人材育成基本方針（第 2 次改訂版）</p> <p>(1) 改訂方針</p> <p>今回の改訂に当たっては、これまでの基本方針の根幹を受け継ぎ、現況に合った新しい考え方を取り入れながら、施策の方向性をわかりやすく整理し、人材育成施策の目的や必要性を明確にすることで、その実効性の向上を図ることとする。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>震災復興期間終了後において、益々厳しい行財政運営が想定される中、持続可能な魅力あるまちづくりを推進するためには、これまで以上に環境の変化に応じた創意工夫や柔軟な対応、市民本位の行政運営が求められる。これを達成するためには「求められる職員像」の具現化が必要であり、人材育成施策を展開するに当たっては、「求められる職員像」を目指し、「意</p>

欲と能力を高める職員研修の推進」、「能力を高め発揮できる職場風土の醸成」、「意欲と能力を引き出す人事管理」の3つを施策の方向性として掲げている。

2 第2次石巻市人材育成基本計画

(1) 目的

基本方針で示した人材育成施策の3つの方向性（「意欲と能力を高める職員研修の推進」「能力を高め発揮できる職場風土の醸成」「意欲と能力を引き出す人事管理」）に即した取組内容をより具体的に示し、人材育成を計画的に推進する。

(2) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

(3) 新規取組内容

- ・管理監督者のマネジメント能力向上のため意識啓発等の更なる推進
- ・新規採用職員の重点的な育成のため、チューター制度の導入
- ・東日本大震災を経験した被災自治体として教訓の継承
- ・ハラスメント対策の促進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

3 第5次石巻市職員研修計画

(1) 趣旨

基本方針及び基本計画に基づき実施する研修についての具体の計画を示し、計画的かつ実効的な人材育成を推進する。

(2) 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

(3) 重点項目

- ・管理職のマネジメント能力向上
- ・OJTの推進
- ・新規採用職員の重点的な育成（新規）
- ・リスクマネジメント能力の向上
- ・東日本大震災の教訓の継承（新規）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

職員の意欲と能力を最大限に引き出し、新たな時代に適切に対応できる職員を育成することにより、市民へ質の高い行政サービスの提供を行い、持続可能な行政運営に寄与する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年3月 石巻市人材育成基本方針（第2次改訂版）策定
第2次石巻市人材育成基本計画策定
第5次石巻市職員研修計画策定

⑨ その他